

小型定置網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第15号に掲げる次の小型定置網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年5月8日

岩手県

1 小型定置網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
小型定置網漁業	さけ等	定置網	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ア点 北緯 40 度 21.531 分、東経 141 度 45.981 分 イ点 北緯 40 度 21.689 分、東経 141 度 46.509 分 ウ点 北緯 40 度 21.551 分、東経 141 度 46.637 分 エ点 北緯 40 度 21.434 分、東経 141 度 46.042 分	-	-	久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町又は野田村に住所を有し、操業区域に係る第二種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	1
			次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を				1

順次に結んだ線によって囲まれた区域。

ア点 北緯 40 度
20.098 分、東経 141
度 46.857 分
イ点 北緯 40 度
20.316 分、東経 141
度 47.287 分
ウ点 北緯 40 度
20.168 分、東経 141
度 47.391 分
エ点 北緯 40 度
20.043 分、東経 141
度 46.880 分

次の点ア、イ、ウ、
エ、オ、カ、キ及び
アの各点を順次に
結んだ線によって
囲まれた区域。

ア点 北緯 40 度
2.304 分、東経 141
度 53.055 分
イ点 北緯 40 度
2.386 分、東経 141
度 53.195 分
ウ点 北緯 40 度
2.397 分、東経 141
度 53.190 分
エ点 北緯 40 度
2.409 分、東経 141
度 53.231 分
オ点 北緯 40 度
2.301 分、東経 141
度 53.279 分
カ点 北緯 40 度
2.293 分、東経 141
度 53.238 分

<p>キ点 北緯 40 度 2.301 分、東経 141 度 53.234 分</p>					
<p>次の点ア、イ、ウ、 エ及びアの各点を 順次に結んだ線に よって囲まれた区 域。 ア点 北緯 39 度 56.157 分、東経 141 度 56.766 分 イ点 北緯 39 度 56.221 分、東経 141 度 57.160 分 ウ点 北緯 39 度 56.032 分、東経 141 度 57.157 分 エ点 北緯 39 度 56.103 分、東経 141 度 56.765 分</p>				<p>宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に住 所を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業 権者から操業の同意を得ている者</p>	<p>1</p>
<p>次の点ア、イ、ウ、 エ及びアの各点を 順次に結んだ線に よって囲まれた区 域。 ア点 北緯 39 度 48.243 分、東経 141 度 59.076 分 イ点 北緯 39 度 48.278 分、東経 141 度 59.412 分 ウ点 北緯 39 度 48.113 分、東経 141 度 59.433 分 エ点 北緯 39 度 48.132 分、東経 141 度 59.080 分</p>					<p>1</p>

		<p>次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ア点 北緯 39 度 37.110 分、東経 141 度 59.256 分</p> <p>イ点 北緯 39 度 37.298 分、東経 141 度 58.976 分</p> <p>ウ点 北緯 39 度 37.420 分、東経 141 度 59.078 分</p> <p>エ点 北緯 39 度 37.301 分、東経 141 度 59.360 分</p>				1
		<p>次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ア点 北緯 39 度 37.830 分、東経 141 度 59.774 分</p> <p>イ点 北緯 39 度 37.944 分、東経 141 度 59.662 分</p> <p>ウ点 北緯 39 度 38.047 分、東経 141 度 59.731 分</p> <p>エ点 北緯 39 度 37.898 分、東経 141 度 59.837 分</p>				1
		<p>次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p>				1

		ア点 北緯 39 度 36.539 分、東経 142 度 1.897 分 イ点 北緯 39 度 36.402 分、東経 142 度 1.954 分 ウ点 北緯 39 度 36.374 分、東経 142 度 1.835 分 エ点 北緯 39 度 36.516 分、東経 142 度 1.796 分				
--	--	--	--	--	--	--

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年7月10日から令和5年8月10日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和5年9月1日（令和5年9月2日以降の場合は許可の日）から令和10年8月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) …によって囲まれた区域においては、毎年〇月〇日から〇月〇日までの間、操業してはならない。

(イ) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(ウ) 毎年〇月〇日から〇月〇日までの期間中は、箱網の網目は〇センチメートル（〇節）以上の大きさにしなければならない。

(エ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(オ) 垣網の元地から〇メートルの間において、垣網桁〇メートルを海面下〇メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

(カ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。